

○生駒市民間放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するもの（生駒市学童保育運営協議会を除く）に対し、生駒市補助金等交付規則（平成22年10月15日規則第19号）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象は、以下の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、放課後児童健全育成事業に関し、本市の補助を受けていない保育所及び認可外保育施設を対象とする。

- (1) 原則として保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(以下「対象児童」という。)を年平均10人以上を継続して受け入れていること。
- (2) 平日の開設時間が平均3時間以上（土曜日と長期休暇期間については8時間以上）運営していること。
- (3) 対象児童の健全育成のための生活指導を行う適切な指導員、施設基準等を確保していること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、別表に定める基準額及び加算額の合計又は対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において開設する場合は、当該年度のうちの開設期間に係る運営補助については、開設に係る月の翌月10日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに必要な審査を行い、放課後児童健全育成事業補助金交付決定（不交付）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けたものは、当該決定に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、放課後児童健全育成事業補助金交付変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに必要な審査を行い、放課後児童健全育成事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(事業報告)

第7条 補助金の交付を受けたものは、補助事業終了後10日以内に、放課後児童健全育成事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(指示等)

第8条 市長は、補助金の使途及び事業の実施状況について、必要な指示、監督又は検査を行うことができる。

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類を審査し、また、必要に応じて現地での調査を行った上で、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを精査し、これを適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、放課後児童健全育成事業補助金確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の確定をうけたものは、補助金の請求をしようとするときは、放課後児童健全育成事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第8条の規定による指示若しくは監督に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、本補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、改正後の生駒市民間放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、同月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、改正後の生駒市民間放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

放課後児童健全育成事業運営補助金

運営補助金基準額については、基本額に該当する次の加算を加えた額とする。

ただし、年間平均受入児童数は、毎月初日の受入児童数の平均とする。

育成事業の実施が1年に満たない場合については、下のそれぞれの金額を月割で計算するものとし、その際100円未満は切り捨てとする。

【基本額】

年間開設日数	200日から249日まで	250日以上
年間平均受入児童数	奈良県の定める放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく基準額	奈良県の定める放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく基準額
児童数10人から19人まで		
児童数20人から35人まで		
児童数36人から45人まで		
児童数46人から55人まで		
児童数56人から70人まで		
児童数71人以上		

【開設日数加算】

奈良県の定める放課後児童健全育成児童補助金交付要綱に基づく基準額とする。

【長時間開設加算】

補助金基本額に、次の金額を加算する。

開設日数	200日から249日まで	250日以上
加算額	奈良県の定める放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく基準額	奈良県の定める放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく基準額

障害児受入推進事業補助金

対象経費	基準額
障害を持つ障害児を受け入れている場合、専門的知識を有する指導員を配置するために、その雇用に要する費用。	奈良県の定める放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく基準額

特例措置

対象経費	基準額
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	奈良県の定める放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく基準額
新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業	
新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業補助金

対象経費	基準額
新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	奈良県の定める放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく基準額